第百二十二条中「及び受給権者」を「又は短期給付若しくは長期給付を受ける権利を有する者」に改める。

第百三十九条を次のように改める。

（外国で勤務する組合員についての特例）

**第百三十九条**　外国で勤務する組合員に対するこの法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

第百四十条第一項中「（第四十三条第二項の規定を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合においては、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）は、」と、「地方公共団体等」という。）」とあるのは「公庫等」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（長期給付に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「公庫等」とする。

第百四十一条第一項後段を次のように改める。

この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の」とあり、及び「地方公共団体の」とあるのは「組合の」とする。

第百四十一条第三項中「第百十三条第三項」を「第百十三条第四項」に、「次条第一項」を「第百四十二条第一項」に改める。

第百四十一条の二中「と、「組合の」を「と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を「第六章」に改める。

第百四十一条の三中「と、第四章」を「と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、第四章」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と」を「第六章」に改める。

第百四十二条第二項の表を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 第二条第一項第五号 | 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの |
| | 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの |

| | |
|---|---|
| 第二条第一項第六号 | 地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの |
| | 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらに準ずるもの |
| 第四十三条第二項 | 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項 |
| | 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二第二項及び第三項 |
| 第五十四条の二第十項 | 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項 |
| | 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項 |
| 第七十条の二第二項 | 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項 |
| | 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項（同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）（第七号に係る部分に限る。）において準用する国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項 |
| 第七十条の三第一項 | その子の出生した日以後労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により休業した期間 |
| | 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十九条の規定による特別休暇である出産に関するもの（出産に関するものに限る。）について政令で定めるものの期間 |
| 第百十三条第二項各号列記以外の部分 | 地方公共団体 |
| | 国 |
| 第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで | 地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の |
| | 国の |